



第三次

佐久市行政改革大綱

10万人の願いをかなえるために

平成29年3月

佐 久 市

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 行政改革の背景 | 2 |
| II 行政改革の目標 | 8 |
| III 行政改革の理念 | 9 |
| IV 行政改革推進の構図 | 10 |
| V 行政改革の基本姿勢 | 11 |
| VI 行政改革の基本視点と具体的な取組項目 | 12 |
| VII 第三次佐久市行政改革大綱の取組期間 | 27 |
| VIII 行政改革の推進体制の整備 | 28 |
| 資料 | |
| I 改訂の体制 | 29 |
| II 改訂の経過 | 31 |
| III 諮問 | 32 |
| IV 答申 | 33 |

はじめに

本市では、計画的・効率的なまちづくりを進めるために、市が目指す中長期的な目標と、その実現に必要な基本的施策を示す『佐久市総合計画』を策定し、市の将来像の早期実現を目指して取り組んできました。

この取組を着実に進め、地方分権時代にふさわしい自治体のあり方を追求し、様々な行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、『佐久市行政改革大綱』及び『佐久市行政改革行動計画』を平成17年11月に策定し、平成18年度から平成28年度までの11年間にわたり、継続的に行政改革の推進を図ってきました。

今回、平成29年度から平成38年度を計画期間とした『第二次佐久市総合計画』の策定に合わせ、その将来都市像である『「快適健康都市 佐久」～希望をかなえ、選ばれるまちを目指して～』を実現するとともに、時代の要請にも対応した改革を推進するため、『佐久市行政改革大綱』の改訂を行うものです。

行政改革については、『第一次行政改革大綱』より、行政評価の導入、職員配置や組織機構の適正化、補助金や審議会の見直し、指定管理者制度などの民間の積極的な活用など、様々な改革に取り組んできました。

これまで、めまぐるしく変化する社会経済情勢に対応するため、より効率的で効果的な行政が求められてきた一方、近年においては、市民に寄り添い、ともに歩む身近な存在としての役割も大きくなってきており、その「あり方」には、常に不断の改革が求められています。

このような中、「第二次佐久市総合計画」が目指す総合的かつ計画的なまちづくりを進めるためには、あらゆる分野において、「選択と集中」を図るとともに、「量から質」、「ハードからソフト」などの変化が求められています。

民間の持つ感覚や手法を取り入れつつ、従来に行財政運営から、計画的で効率的な行財政経営への転換を実現するため、『佐久市行政改革大綱』を改訂し、新たな『佐久市行政改革行動計画』を策定します。

I 行政改革の背景

厳しい財政状況や地域経済の状況などを背景に、地方が総力を挙げて改革に取り組み、地方分権の流れを一層着実なものとするを目的とし、国は、平成17年3月に『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』を示しました。

本市では、その指針を受けて、『佐久市行政改革大綱』と、それに基づく、行政改革の具体的な実施項目を定めた『佐久市行政改革行動計画』を策定し、これを国の指針において作成を要請された「集中改革プラン」の佐久市版として位置付けました。「第一次行政改革大綱」では、平成18年度から平成23年度までを、「第二次行政改革大綱」では、平成24年度から平成28年度までを期間に定め、絶え間なく行政改革に取り組んできました。

平成22年度及び平成23年度には全50事業を対象とし、「事業仕分け^{*}」を実施しました。さらに、平成24年度からは、佐久市版「事業仕分け」として、行政評価システムを活用した「事務事業外部評価^{*}」を実施し、平成24年度から平成28年度までの5年間で、全128事業について、外部委員により構成された行政改革推進委員会による評価を実施しています。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の急速な進展、世界規模における景気の先行きの不透明感、各地における災害の発生、「人口減少」と「東京一極集中」の問題の解決に地方再生を取り入れた地方創生の推進など、中央、地方を問わず行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような時代の変化に応じて、従来とは異なる行政の役割や責任が求められているとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するなど、行政の負担増が懸念されています。また、合併特例措置の終了とともに、財政状況は厳しさを増すことが見込まれます。今後、公共施設や公共サービスを維持することが困難となる事態も予想されることから、行政評価による業務の効率化、公共施設の適正化、外部団体のあり方の見直しなど、行政の果たすべき役割を常に検証し、行政全体のスリム化を一層進め、費用対効果を高めていくことが求められています。

- ※ **事業仕分け**：行政の事業について、その事業が必要かどうか、国や自治体など、いずれが行うべきかなどについて公開の場で議論し、判定を受け、見直しを行う方法。これにより、行財政全体の改革に結びつけるとともに、佐久市では、市民参加型市政の実現と市の説明責任を果たすことを目的としている。
- ※ **事務事業外部評価**：本市の実施する事業などについて、外部委員で構成した行政改革推進委員により、市の事業内容と成果の把握、検証を行い、その結果を施策の見直しや方針の選択に活用していく手法。

1 人口減少及び少子高齢化の急速な進展

全国的に人口減少、少子高齢化が進み、特に地方圏においては、都市圏への人口流出が見られる中で、平成27年の国勢調査における本市の人口は99,368人となり、平成22年の100,552人と比べて、1.2%減少しています。世帯数は37,032世帯から38,487世帯と3.9%増加し、夫婦と未婚の子供からなる核家族や高齢者を始めとする単独世帯の増加が進行しています。老年人口*を見てみると、平成27年は28,506人で全体の29.0%を占め、平成22年の25,985人、25.9%であったことと比べ、高齢化率*は高まってきています。(国勢調査結果については、平成28年10月26日に総務省統計局から公表されました『平成27年国勢調査 人口等集計結果』より引用)

合計特殊出生率*は平成27年で1.52であり、全国平均の1.45を上回っていますが、人口を維持するために必要な合計特殊出生率*2.07(2014年)は下回っている状況にあります。

将来にわたる生産年齢人口*の確保と、活力ある地域社会を維持し、発展させるために、若者や子育て世代に加え、田舎暮らしを希望する層から地域に根付いてくれる人材や首都圏からの元気な高齢者などの定住を促進することが重要な課題となっています。

本市は、充実した医療体制とともに、保育所、児童館、高齢者施設なども整っていることから、あらゆる世代にとって住みやすい環境であります。この優れた環境を生かし、「選ばれるまち」となるためには、日常の生活の中におけるサポートも重要になります。そのような細やかなサービス提供には、地域の協力が不可欠であることから、地域コミュニティや任意のボランティア団体、NPO*などを含めた市民活動団体など、行政以外の多種多様な支援の充実が求められています。

※ 老年人口：65歳以上の人口。

※ 高齢化率：65歳以上の老年人口が、総人口に占める割合。

※ 合計特殊出生率：女子の年齢別の出生率を合計したもの。一人の女性が一生涯に産む子供数を表した率。

※ 人口を維持するために必要な合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料」に掲載されている静止粗再生産率(人口が静止するために必要な合計特殊出生率)から引用。

※ 生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口。

※ NPO：「Non-Profit Organization」の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)により法人に認証されたものを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

2 厳しい経済状況と市の財政

我が国の経済状況は、景気の緩やかな回復基調が見られるものの、人口減少や少子高齢化、現役世代の先行き不安などの構造的課題から個人消費や設備投資などが伸び悩み、地方まで経済成長が波及していない状況です。

本市の財政状況は、歳入では、普通交付税における合併特例措置の終了による、段階的な減少とともに、国庫補助金などの縮小傾向も見られることから、市税などの自主財源で大幅な増収を見込むことができない中、今後も厳しい状況が予想されます。また、歳出では、高齢化に伴う扶助費の増加が予想されるとともに、公共施設等の老朽化への対応など、建設事業費の確保が課題となっていくと見込まれており、限られた財源を、行政需要を把握しつつ、効果的、効率的に配分するとともに、さらなる選択と集中による行政全体のスリム化と新たな自主財源の確保が求められています。

3 高度情報化の進展

情報処理技術や通信技術の飛躍的な発展により、インターネットによるコミュニケーションは、SNS*などの多様な選択肢の増加とともに、若い世代を中心としながらも、より多くの世代の人々の間でも情報収集の手段として一般化しつつあります。このような状況を踏まえ、情報ネットワークの有効な活用と市の情報をより身近なものにするため、より効率的で、効果的な情報発信のあり方について、あらゆる手段を絶えず検証し、「正しく伝える」ことはもちろん、「わかりやすさ」、「伝わりやすさ」、「親しみやすさ」の向上に努めることが重要となります。

また、高度情報化の進展により、あらゆる情報が電子データとして取り扱われることから、不正なアクセスによる情報の漏えいなどの危険性も増しています。このため、市民の個人情報を始め、行政運営に必要な情報の厳重な管理が不可欠であるとともに、サイバー攻撃*などの最悪の事態も想定し、情報セキュリティの確保に取り組んでいくことが重要となります。

- ※ **SNS**：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
- ※ **サイバー攻撃**：インターネット経由で他のコンピュータに不正アクセスし、システムの破壊やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

4 国と地方の関係の変化

地方分権改革有識者会議によれば、国と地方との関係を上下・主従関係から対等・協力に転換するとの理念に基づき、20年前から続く地方分権改革の結果、地方の自主自立性は一定程度進展したと見なされています。その上で、今後は、地方の自主自立性のさらなる進展と地方の独自性の向上を目指し、地域が自ら考え、工夫していくこと、地域住民との協働などによる独自の施策展開、そして、その施策をより効果的に実現するための定住自立圏構想*を含む広域連携など、それぞれの地域の特性に応じた多様な施策展開が可能となるような自主的な地方の姿が求められています。

このような流れにより、市民に最も身近な行政である市の業務は多様化、複雑化してきています。また、厳しい財政状況からも、行政主導による行政サービスの改善には限界があるとし、これを克服するため、本市では、市民との協働を以前から進めてきました。

地方分権の次の方向性としても、住民との協働による行政の推進が掲げられており、引き続き、市民に開かれた市政の実現と市民の視点に立った施策の展開をより一層推進するとともに、国から地方への分権と同様に、地方から市民に選択と責任の分権を図っていくことで、個性的で、健全な地方の実現を図っていくことが必要となります。

※ **定住自立圏構想**：人口5万人以上の「中心市」と周辺市町村が協定を結び、圏域として定住、自立、発展を目指す構想。中心市と周辺市町村が互いに連携しながら圏域としての利便性を高めていくことで、大都市への人口流出を防ぐことが目的とされる。

5 社会経済情勢と行政需要の変化

1990年代初頭から始まったとされるバブル崩壊から20年以上も続く経済の低迷に加え、東日本大震災を始めとする各地の災害は、人々の「生き方」に様々な変化をもたらしました。これまでの高度成長期における働き方を改め、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「働き方」の変化が求められるとともに、それに呼応するように社会も変化してきており、このような動きが人々の物事に対する考え方にも影響を与えています。

社会経済情勢の変化とともに、人々の「生き方」の変化にも的確に対応するため、市民の求める行政サービスを常に検証し、アンケートによるニーズの把握や行政評価システム*の活用による事務事業の見直しなど、市民の求

めるサービスを追求し続ける必要があります。

※ **行政評価システム**：施策やそれを具体化するための事業を対象として、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を次の活動へ結びつけることで、継続的な改善を図ることにより、効果的かつ効率的な行政経営を目指すシステム。

6 行政改革の次の段階へ

市民の「生き方」の変化に伴い、行政への参画意識も高まっており、本市では、市民目線での行政への意見を反映するための手法の一つとして、平成22、23年度には「事業仕分け」を、また、平成24年度から平成28年度までの5年間は、佐久市版事業仕分けとして「事務事業外部評価」を実施しています。

行政評価システムも平成22年度の導入から7年を経過し、事務事業外部評価による対象事業の評価も一巡したことから、外部評価を含めた行政評価システム全体の見直しが必要となっています。

これまでの行政評価の取組を検証するとともに、市民の行政への参画意識に配慮しつつ、より一層、効果的で、効率的な改善を推進するため、「わかりやすい」行政の実現を目指し、行政改革の次の段階に踏み出していくことが求められています。

7 さらなる民間活力の導入推進

公共施設等については、老朽化による更新費用の確保が今後の行政にとって大きな負担となるため、人口減少などの社会変化も踏まえた、長期的な取組が求められており、平成26年4月の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の要請により策定した「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設等の適正化を進めていく必要があります。

この公共施設に関する取組は、自主財源の確保、提供サービスの向上、料金の適正化、管理運営の効率化など、行政改革における取組の集大成とも言え、特に、民間活力の導入が今後の鍵になると考えられています。

また、平成28年5月には、内閣府において「PPP*/PFI*推進アクションプラン」が決定し、PPPやPFIについても、多様な形態による積極的な活用が見込まれるとともに、かつて郵政民営化において「民間にできることは民間に」とされたように、本市においても「民間に委ねるべきこと」

を見直し、公共施設の民営化や民間譲渡などの検討を進めることが求められています。

単に民間へ丸投げするのではなく、サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するような新たな民間活力の導入が求められており、今後の行政改革の分野における民間と行政における協働の取組として、地域の企業などの協力が不可欠なことから、公民連携に関する取組の情報共有と制度理解の浸透に努める必要があります。

- ※ **PPP** : 「Public Private Partnership」の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う、新しい官民協力の手法のこと。
- ※ **PF I** : 「Private Finance Initiative」の略。公共部門が実施していた公共施設等の建設や運営などを民間の資金やノウハウを活用し、民間事業者主導で実施することによって効率的・効果的な公共サービスの提供を図ること。

Ⅱ 行政改革の目標

目標 10万人の願いをかなえるために

佐久市では、平成29年度から平成38年度を計画期間とする『第二次佐久市総合計画』の基本構想において、『「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり』、『「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり』、『「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり』の3つを基本理念とし、そのもとで、佐久市が目指す将来都市像『「快適健康都市 佐久」～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～』の実現を目指しています。

行政改革の取組については、これまで、行政評価システムの導入、各種見直しや事務事業外部評価などの行政改革を実施し、行政の効率化を図るとともに、市民との協働による行政改革を推進してきました。

しかし、合併から12年を経過し、財政上の優遇措置が期限を迎え、段階的に減少することが見込まれる中、公共施設等の老朽化や、ベテラン職員の退職など、従来の体制や考え方では、市民ニーズを充足するための公共サービスの提供が困難となることが予想されます。

こうした状況の中、市民が住みたいと感じる魅力のあるまちづくりを進め、佐久市人口ビジョンにおける佐久市の基本的姿勢である「人口10万人を目指す」ことを念頭に置き、『第三次佐久市行政改革大綱』においても、引き続き「10万人の願いをかなえるために」という目標を継承し、その達成に向け継続して取り組んでいきます。

Ⅲ 行政改革の理念

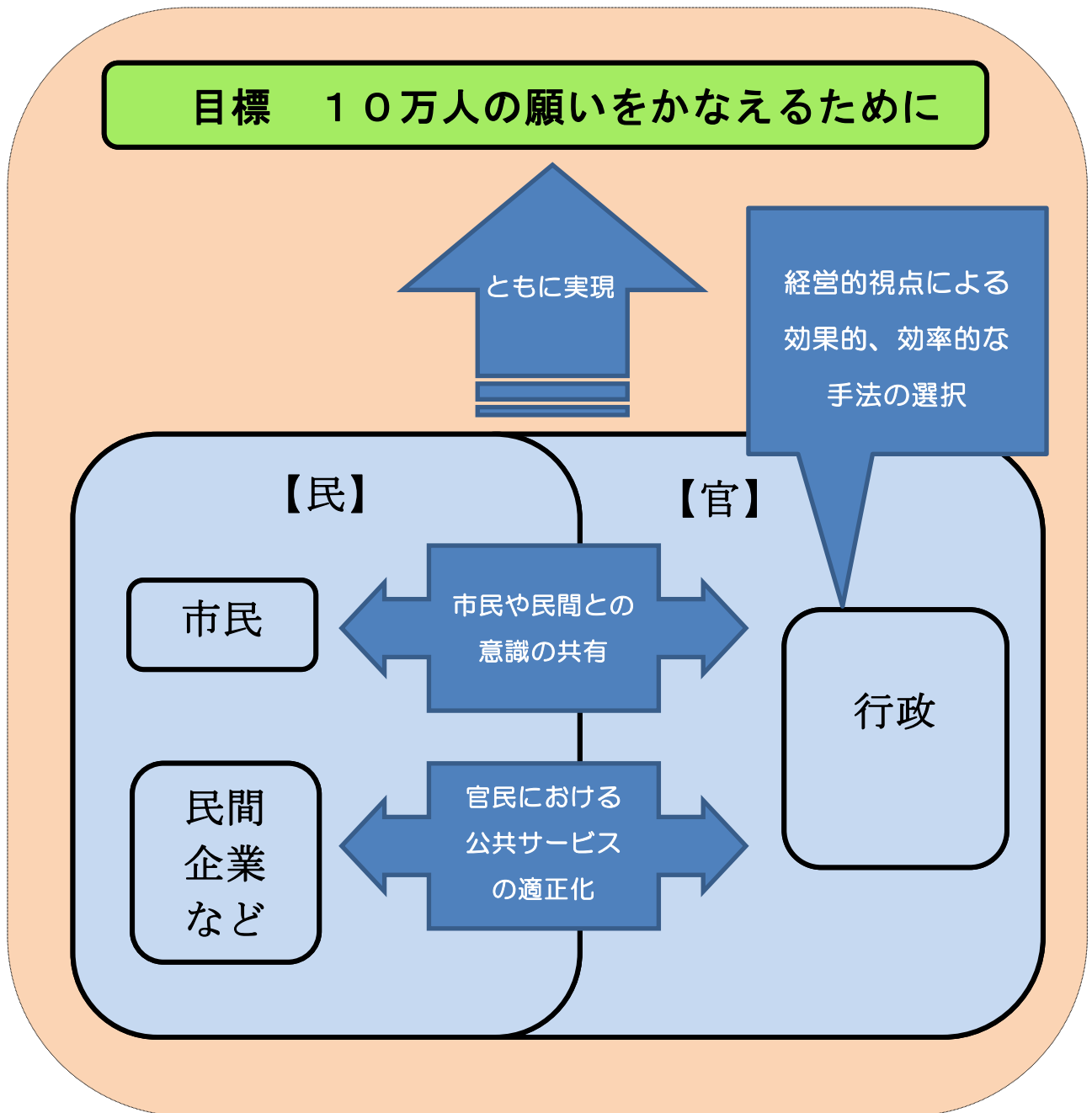
地方分権が進み、地方の独自性が求められる中で、公共施設等の適正化も図りつつ、目標の「10万人の願いをかなえるために」を実現するためには、「経営的視点による効果的、効率的な手法の選択」、「市民や民間との意識の共有」、「官民における公共サービスの適正化」の3つを理念として行政改革に取り組むことが必要となります。これらの取組には、行政経営手法の研究や従来方式の見直し、市民や民間企業との協働、公民連携事業の発信、情報共有などが求められています。

本市では、さらなる刷新の実現のため、人材の育成と体制、環境づくりに努め、行政全体を底上げするとともに、より機動的な行政を実現し、将来にわたって持続可能な行政経営基盤の確立に努める必要があります。

また、行政の持つビジョンや情報とともに、その目的や意識なども、市民や民間企業などと共有し、対等の立場で協働を進め、地域における課題などの解決を図ることも重要となります。このような取組により、地域を担う「ひと」を育成し、市民の行政への参画意識が高まるとともに、増大する行政需要に対して、地域における自律的な解決が図られることも期待されています。

さらに、「官民における公共サービスの適正化」を実現するために、「公共サービスのあり方」を検証し、行政で行ってきた「しごと」を民間企業に担っていただき、「しごと」の効率化や質の向上を図るとともに、地域における「しごと」を創出するなど、「まち」の活性化に結びつけるような展開を図っていきます。

このような3つの視点による取組を理念として改革を進めますが、同時に、第一次行政改革大綱の策定から11年を経過していることも考慮し、これまで進めてきた行政改革の取組の検証と見直しを進め、より効果的で、効率的な行政改革を図っていく必要があります。



V 行政改革の基本姿勢

行政改革の推進に当たっては、本市の基本姿勢を次のように定め、新たな視点に基づき各種の課題に取り組みます。

基本姿勢1 ～一人ひとりが意識を持って、改革します～

職員一人ひとりが改革に向けた意識を共有するとともに、改革を可能とするための自己研鑽に励み、改善を日常とする風土を醸成する。また、市民一人ひとりが、行政とともに改革に取り組めるよう、情報と意識の共有を図ります。

基本姿勢2 ～多様な視点、手法などにより、改革します～

例外を設けない多様な視点と手法などによる改革を進めます。例えば、外郭団体の自立的経営の促進や公共施設の民間への貸与や譲渡、公営企業の地方独立行政法人化など、改革すべき対象を選択し、その特性を考慮し、より効果的な手法を検証しつつ、効率的に改革を進めます。

基本姿勢3 ～自主的、恒常的に見直し、改革します～

事務事業、サービス、公共施設等について、所管部署が、自主的、恒常的に必要性を多面的に検討するとともに、普通交付税の算定における「トップランナー方式」*などを参考に、他市の状況などと比較し、先進的な取組に乗り遅れていないかなどの検証も進めます。また、行政評価システムだけでなく、日常の業務の中でも、P D C Aサイクル*に基づいた考え方を自主的、恒常的に実施することにより、不断の改革の実現を図ります。

※ **P D C Aサイクル**：Plan（計画）→Do（執行）→Check（測定・評価）→Action（改善）→P→D→C→A→というサイクルで不断に行政運営を点検し、次のプランに反映する活動。

※ **トップランナー方式**：先進的な自治体が実施している歳出効率化策のうち、どの団体も取り組める民間委託やI T化といった歳出効率化策の実施を前提に、基準財政需要額を算定する際に用いる単位費用を設定する方式。歳出効率化策が未導入の団体には交付税算定で不利となることから、取組を促す効果があるとしている。

VI 行政改革の基本視点と具体的な取組項目

「10万人の願いをかなえるために」という目標達成に向け、本市は、地域の独自性と活性化の実現のため、経営的視点による行政改革とさらなる民間活力の導入の推進を図ります。その推進に当たっては、次の基本視点によって具体的な項目を改革します。

基本視点1 ～～市民と協働する行政～～

市民の希望をかなえ、選ばれるまちとするため、本市のビジョンや各種情報などの周知や理解を進めます。行政に関する意識が共有されることで、官民が一体となり、互いに力を尽くし、高め合っていくという視点で改革を推進し、市民と協働する行政の実現を目指します。

1 市民の行政参画を推進

多様化、複雑化する市民ニーズにこたえるため、施策や事業において、市民の声を聴く機会を広く提供し、市民と行政が情報と意識を共有するとともに、責任を自覚した選択がなされるよう、引き続き市民が行政へ参画する機会の充実を図ります。

(1) 行政情報の積極的な提供

市民と行政において、情報と意識の共有が十分に図られるため、単に行政情報を公開するだけでなく、現在の状況やその過程、結果とその分析、また、克服すべき課題などについて、わかりやすい形により提供することに努めます。

情報の提供に当たっては、市民に大きな情報格差が生じないように配慮し、広報、ホームページなどだけでなく、エフエム佐久平や佐久ケーブルテレビとの連携にも努めます。

また、市民が欲しいと思った情報を、欲しいと思った時に取得することを可能とするとともに、情報が公平に行きわたるようにするため、今後、発生すると見込まれる多様な情報発信手段の選択肢から、より良い手段を絶えず検証していくことが重要になります。

(2) 広聴機能の充実

市民と行政の情報と意識の共有を図るため、日常的に広範囲の意見の

聴取が求められることから、引き続き、市ホームページの市政に対する意見・提言コーナーなどの積極的な活用を図ります。

また、より細やかに市民意見の聴取に配慮するため、平成26年3月より導入した、パブリックコメント*の実施をその過程に含む佐久市型情報公開*や、市民合意形成の体系化を目的とした佐久市型論点整理手法*について、これまでの実施結果などの検証を行うとともに、必要な改善を検討します。

そのほか、より効果的な広聴の実現のため、ワークショップ*など、多様な手法を検討し、課題などの性格に応じて、適した手法を選択するとともに、全庁における横断的な意識の共有を図ります。

- ※ **パブリックコメント**：一定の行政計画や規制・制度・新規事業について、市の意思決定の前に、その計画案や概要などを広く市民に公表して、市民がそれに対する意見を提出できる制度。
- ※ **ワークショップ**：複数の人が集まり、問題を解決する手段として、参加者が主体的に意見を出し合い討論し、時には現場を見たり、作業をしたりして共通の目的達成、問題の解決のために行われる会議手法のこと。
- ※ **佐久市型情報公開**：市の重要な施策などの策定又は施設の建設などを実施する際に、(1) 施策などの骨格・方向性が出た段階、(2) 施策などの素案ができた段階の二段階において、趣旨、内容など、必要な事項を市民に公表し、意見などを公募する制度。市の施策などの形成過程における透明性の確保及び市民参加型の開かれた市政運営の推進を目的とする。
- ※ **佐久市型論点整理手法**：市民から寄せられた意見などに対し、十分検討を行い、採用、不採用を問わず、全ての意見などに対し、理由を付し公表を行う手法。意見の反映が限定的になることや、議論の後戻りを防ぎ、「積み重ねる議論」を実現することを目的とする。

(3) 市民参画のさらなる推進

各種審議会での市民公募委員のあり方を検証するとともに、市民の各種事業への参加や、より効果的な市民意見の聴取が可能となるような工夫に取り組み、引き続き市民参画の推進を図ります。

また、白紙の段階から市民と共に検討するなど、市民の意見や要望をできるだけ計画に反映することに努めるとともに、策定後または執行後も評価や管理に参画していただき、市民が意識や責任を行政と共有することを理想的な協働の形として位置付け、多様な方法による市民参画の推進を図ります。

(4) 協働体制の強化

佐久市協働のまちづくり計画では、地域が抱える課題を市民と行政が

共有し、解決に向けた地域活動をサポートするための拠点として佐久市市民活動サポートセンター*を位置付けています。

この市民活動サポートセンターにより、市内の市民活動団体を把握するとともに、構築した市民活動ネットワークを活用し、団体同士を結びつけ、活動の強化を図り、担い手として、地域における市民活動のリーダーや協働に携わる者同士のつなぎ役となるコーディネーターなどを育成するなど、協働推進のための体制強化に努めます。

※ **佐久市市民活動サポートセンター**：地域、NPO、企業、市などを結ぶネットワークの核となり、市民活動を支え、地域課題の解決を推進するための拠点。

(5) 市民や各種団体などの自発的な行動のサポート

協働のまちづくりの担い手を支援するため、地域が抱える多様な課題について市民が自主的かつ主体的に取り組む発想豊かで発展性のある公益的事業に対して、佐久市まちづくり活動支援金*などを交付するとともに、佐久市市民活動サポートセンターを中心に協働に関する活動に対して総合的な支援を行います。

※ **佐久市まちづくり活動支援金**：市民参加型市政の実現を図ることを目的に、協働のまちづくりの担い手となる市民を支援するため、地域が抱える多様な課題について、市民が自主的かつ主体的に取り組む、発想豊かで発展性のある公益的事業に要する経費に対して交付する支援金。

2 わかりやすい行政の推進

協働の取組を推進していくためには、市民と行政との信頼関係が重要となります。市民の行政に対する信頼感をより深めるため、常に市民に対して説明可能な、より「わかりやすい」行政の実現に努めます。

(1) 監視機能の強化

地方分権の推進及び少子高齢化の進展による社会変化に伴い、行政に求められる役割、責任が増大しています。また、集中改革プラン実施後の職員数の削減の影響もあり、より適正な事務処理の確保が重要視されています。

このような状況を踏まえ、国の内部統制制度に関する動きを注視しつつ、本市に適した体制の構築と監視機能の強化を図り、適正な事務執行

と市民に対して説明可能な行政の実現に努めます。

- ※ **内部統制**：首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組。

(2) チェック機能の改善

事業仕分け、事務事業外部評価の実施により、既存の事業について一通りの検証が行われました。今後、新たに開始した事業などを対象として、重点的にチェックするなど、行政評価システムについても「わかりやすい」ものとなるよう、市民目線を取り入れた見直しを図ります。

(3) 公共調達に係る入札・契約制度などの見直し

公共工事などの請負契約や各種業務の委託契約などの外部委託、公の施設の包括的な管理運営の実施のための指定管理者制度*など、アウトソーシング*を進めていますが、より透明性・競争性・公平性を向上させるために、社会経済情勢に対応した、制度の見直しや改善を図ります。

- ※ **指定管理者制度**：公の施設について、地方公共団体の指定を受けた民間事業者などに管理運営を行わせることにより、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とする制度。
- ※ **アウトソーシング**：外部の供給源の活用することで、設計・管理・調達など様々な分野において外部の専門業者などに委託すること。何をどのように供給してほしいかによって、「外注」、「委託」、「提携」、「分社化」などがある。

基本視点2 ～～自らの役割を追求する行政～～

行政評価システムなどを活用し、既存の事業への評価を再検証するとともに、「真に行政が行うべきこと」を重点化し、協働に基づく市民活動の活性化による「市民の選択と協力により実施される公共的サービス」の拡充を図ります。

また、「官民における公共サービスの適正化」を図るため、民間委託などによる実施が、効率的かつ効果的であると判断される公共サービスについては、積極的に民間活力の導入を図っていくとともに、受け手となる民間企業などの理解を促進するための啓発に努めます。

1 自立した健全な財政基盤の確立

市民からの期待にこたえ、独自性のある地方としての施策展開を実現する

ためには、めまぐるしく変化する社会経済情勢に対応しつつ、行政経営の基盤である財政を健全に保つことが前提となります。そのため、新たな自主財源の確保や拡充、受益と負担の適正化、ランニングコストの縮減及び公共施設等の適正化など、従前からの財政規律を堅持するとともに、新たな手法の検討にも取り組みます。

(1) 経費節減とコスト意識の改革

予算編成において、経費節減に向けて厳格な査定を行うことはもとより、行政評価システムなどを通じて、コスト意識の徹底と事務事業そのものの抜本的な見直しや執行方法の改善を図ります。

また、公共工事においては、コストの削減だけでなく、品質面の確保にも留意し、VFM^{*}を最大化するため、総合的なコスト改善が図られるよう取り組み、効果と効率が両立した執行に努めます。

※ **VFM**：「Value For Money」の略。経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。

(2) 経営的視点による財政分析と適正な資産管理の実施

健全な財政を維持するためには、中長期的な財政見通しに基づき、計画的に財政経営を行うことが重要となります。現在も、一般的な財政指標のほか、バランスシート^{*}や行政コスト計算書^{*}などの手法を用いて、自らの財務状況やコストなどの分析を行い、公表しています。

今後、「統一的な基準による地方公会計」により、中長期的な財政分析などを充実し、行財政経営の実現を図ります。

また、合併特例措置の終了に伴い、今後、交付税が段階的に減少するとともに、公共施設及びインフラ資産^{*}の更新費用が膨大となる見込みです。このような状況を踏まえ、公共施設等の総合的な管理を図り、人口の減少なども考慮し、公共サービスの機能を維持しつつ、公共施設等の規模や配置を適正化するとともに、不要資産の処分なども含め、保有資産の適切な管理を図っていくことが重要となります。

※ **バランスシート**：民間企業でいう「貸借対照表」のこと。一定時点における企業の資産・資本・負債の有り高を記載し、財政状態を明らかにするために作成される計算書。

- ※ **行政コスト計算書**：民間企業でいう「損益計算書」に当たるもの。一会計期間における企業の経営成績を明らかにするために作成される計算書で、当該期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純損益を表示する。
- ※ **インフラ資産**：上下水道設備や河川、道路など、住民の社会生活の基盤となる資産。

(3) 市税、保険料及び使用料などの収納率の向上

市税は、財源の根幹をなすものであり、公正公平な税負担の観点からも、納税の重要性、必要性、義務などについて、広報を始め様々な媒体により啓発し、納税意識の高揚を図ります。

また、地方分権の一層の推進により、自主財源確保の重要性が高まることから、口座振替の推進や滞納整理の着実な実施、コンビニ収納などの市民の利便性を高める工夫に取り組むことにより、一層の収納率向上を図ります。

さらに、保険料や各種使用料、負担金などについても、財源の確保と負担の公平性から、滞納整理を着実に実施するなどに努めます。

(4) 新たな自主財源の確保

自主性・自立性を高めつつ、財政の健全化を図るため、各種印刷物やホームページへの広告掲載、ネーミングライツ*などの積極的な活用と拡充を図るとともに、未利用地や行政財産の余裕スペースの民間貸付や施設への広告掲載など、新たな手法による自主財源の確保も検討します。

- ※ **ネーミングライツ**：日本では、スポーツ施設や文化施設、路面電車の停留所などに対する施設命名権をいうことが多い。命名権の販売によって収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、命名した名称がスポーツ中継やニュースなどで露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

(5) 受益と負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、使用料や手数料、負担金などを常に見直し、受益と負担の適正化を図るとともに、公平性の確保と財政の健全化を進めます。

また、現在、負担を求めているサービスについても、民間との競合やサービスの性格・目的を考慮し、負担することが適当なサービスについては、適正な負担を求めます。

2 行政の役割の重点化

業務の重点化を図るため、関連する法令などを検証し、行政が本来実施すべき範囲などを十分把握した上、「行うべきこと」を見直します。

また、市民や民間との役割分担について検討し、市民や民間に委ねるべき事業は、積極的に委ね、行政として「今、行うべきこと」に焦点を絞り、着実な実施を図ります。

(1) 事務事業の選択と集中

事務事業については、「そもそも必要か」、「必要ならばどの主体が行うべきか」という視点に立ち、事業の取捨選択を進めるとともに、「行政が行うべきこと」を選択し、「今、行うべきこと」に集中していくように配慮しつつ、効果的、効率的な実施に努めます。

(2) 補助金などの現状把握と見直し

補助金などについては、行政としての公益性・公平性・必要性・費用対効果などについて検証するとともに、行政の責任を明確にし、不断の見直しを行うことが重要となります。

関連する交付基準などを時代に合わせ改定するとともに、現状を把握し、市が補助すべき必要性や妥当性を十分考慮し、見直すべき点は見直していきます。また、サンセット方式*などの活用により、漫然と継続することなく、効果的な補助金などの活用を図ります。

※ **サンセット方式**：事業や補助金などにあらかじめ期限を設け、期限が来たら自動的に廃止する方式。期限後に継続する場合、その理由を改めて明示する必要がある。

(3) 外郭団体の自主的・自立的経営の推進

公社などの外郭団体については、市の職員派遣を必要最小限とし、補助金や交付金の支給について見直しを進めるとともに、団体の自主的で、自立的な経営への移行を進めます。

また、今後、公共施設のあり方を見直す中で、団体が使用する公共施設の状況を把握するとともに、施設の更新などに伴い、団体に対する適正な費用負担についても協議し、見直しを図ります。

3 民間活力の積極的な活用

「行政がやるべきこと」、「民間ができること」の整理を進めるとともに、厳しい財政状況を踏まえ、事業の効率性や専門性などを向上させるため、積極的に民間活力の導入を図ります。

「行政としてのやるべきこと」を果たした上、民間による実施が効果的かつ効率的な事業については、外部の意見も取り入れつつ、各地域の実状を考慮した上、民間委託・民営化を適切に推進します。

(1) 民間委託の推進

民間委託については、業務の内容を精査し、委託する側として、業務の質の向上と効率化を求めるとともに、受託する側にとって、インセンティブが働くような仕様とすることが重要となります。そのため、先進的な事例などを共有し、業務を熟知した担当者レベルにおいて有効な工夫を積極的に取り組んでいけるよう、職員の意識向上と体制の構築に努め、民間委託の導入を推進します。

(2) 民営化の検討

民営化については、他市の先進的な事例などを参考に、行政の関与を最小限に留め、民間を主体にすることによるサービスの向上と経費の削減が見込まれる事業について、検討を進めます。また、施設を伴う民営化に当たっては、公共施設の適正化と言う観点からも、民間による施設の設置や既存の公共施設の譲渡や賃借なども同時に検討し、より民間活力が発揮しやすい環境の整備に努めます。

(3) 公民連携のさらなる普及と新たな手法の研究

指定管理者制度や民間委託とともに、市民との協働の視点からのアダプトシステム^{*}による管理の導入も進めており、今後も引き続きその普及に努めます。また、新たに施設整備を行う場合には、PFIなど、民間の資金やノウハウを活用した手法を始め、PPPとして取り組まれている手法などを常に研究し、全庁的に共有を図ることにより、公民連携による公共サービスの向上と経費の削減の実現を図ります。

※ **アダプトシステム**：「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが道路や公園などを「里親」として、施設管理者と協定を交わし、ボランティアで歩道、植樹帯、公園などの美化活動を行う制度。施設管理者は、里親への清掃用具の貸与などを行い、アダプト活動を支援する。

基本視点3　　～～常に改革を追求する行政～～

絶え間なく変化を続ける社会に適切に対応していくため、単なる前例踏襲から脱却し、目的や経過を正しく理解した上、時代にあった形を常に検証、改善し続ける「不断の改革」を可能とする行政であることに努めます。

1 職員の意欲と資質向上を目指す環境の整備

各職員が、自らの業務の範囲に留まらず、市としての方向性も理解した上、常に問題意識や使命感を持って、あらゆることに取り組むよう、意識の醸成を図ることが必要です。

また、市民の期待にこたえ、市民の思いを形にするため、政策形成能力の更なる向上を図るなど、独自性のある地域の創造を積極的に支援するため、様々な能力の向上を図ることが必要となります。

これらの意識の醸成や能力の向上を図るため、必要な環境の整備に努めるとともに、人事評価制度や各種研修制度の積極的な活用を図ります。

(1) 職員提案・職場提案制度活用の推進

職員一人ひとりの持つ能力が十分に発揮され、意欲を持って職務に取り組む、ひいては職場の活性化が図れるよう、特定の課題に対する職員からの改善策の公募や職場提案制度の活用を推進します。

(2) 人材育成の推進

常に変化し続ける社会経済情勢などに対応するとともに、市民ニーズを的確に把握し、それにこたえることができる人材の育成を積極的に進めるため、「佐久市人材育成基本方針」*に基づき、長期的かつ総合的な人材育成に努めます。

行政のプロフェッショナルを育成するため、「意欲を持って、自ら学び、成長を目指す。」を基本姿勢に、「市民満足を最優先に考える職員」、「変革に立ち向かう勇気のある職員」、「成果を上げる仕事ができる職員」を目指します。

また、人材育成に当たっては、人事評価制度により職員の現状を「認識」し、キャリア形成などの「意欲」を持たせるための取組を進めるとともに、「学習」などの機会を提供するなど、必要なときにスキルアップが可能な体制を整えます。さらに、仕事として「実践」するなどにより、「認識」、「意欲」、「学習」、「実践」を繰り返し行うことで、より効果的な人材育成の実現を図ります。

※ **人材育成基本方針**：地方公務員法第39条第3項に基づき定めた、佐久市の職員の研修の目標、研修に関する計画の指針、またその他研修に関する基本的な方針（平成28年5月改定）。

(3) 人事評価制度の活用と給与制度の見直し

職員一人ひとりが、自ら意欲をもって職務に取り組み、より能力を発揮できるよう、人材育成や任用などにおける人事評価制度の効果的な活用を図ります。

また、給与制度については、国や県の動向や地域の状況を考慮するとともに、職の性格や内容による給与のあり方を検証するなど、市民目線を意識した見直しを図ります。

2 柔軟で機動的な組織体制の確立

組織のスリム化を図るとともに、従来の縦割り型組織の弊害を克服し、時代の変化や多様な市民ニーズに即応できる柔軟で機動的な組織づくりに取り組みます。

(1) 社会変化に対応可能な組織の実現

社会の変化に対して柔軟に対応できるよう、細やかな組織の見直しを図るとともに、横断的な対応を必要とする施策では、組織を横断するプロジェクトチームを設置するなど、機動的な対応が可能な組織を目指します。

(2) 意思決定過程の簡素化

市民ニーズに迅速に対応するため、個々の職員の責任と権限を明確化し、意思決定過程の簡素化を図るとともに、それを実現するための組織構成の見直しにも努めます。

(3) 審議会の見直し

審議会について、委員が同一人物に重複する傾向があることから、審議会の委嘱状況を庁内で共有することにより、広く意見を聴くことが可能な審議会を目指します。

また、女性や若者も確保するなど、性別や世代の差に考慮した選定の工夫を行うとともに、多様な視点による意見聴取を図るため、公募委員がより一層、活躍できるようなあり方を検討します。

3 職員数と職員配置の適正化

絶え間なく変化する社会経済情勢に対応し、簡素で効率的な行政を確立するため、業務の質と量に見合った職員数の確保に努めます。

また、他自治体における業務のアウトソーシングの状況も踏まえ、「行政としてやるべきこと」と「民間ができること」を慎重に見極めながら、必要な専門性を確保しつつ、適正な職員の配置に努めます。

(1) 職員数の見直し

合併後、集中改革プランに基づき、職員数の削減が実施されましたが、その後、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴う職員の低年齢化などにより、実務に必要とされる職員数は常に変化し続けています。

今後も、社会経済情勢の変化にも対応が可能な組織体制を維持しつつ、「官民における公共サービスの適正化」を図るため、民間活力の導入も考慮し、「行政としてやるべきこと」に対して、適切な職員数を確保するよう、常に見直しを行います。

(2) 専門性と事務量の増減に応じた職員配置

職員配置については、職員の適性を考慮した適材適所を実現するため、業務の性格や内容を把握するとともに、配置希望の自己申告制を検討し、職員の能力や経験なども総合的に考慮した配置に努めます。さらに、専門性を特に必要とする業務には、アウトソーシングによる対応も検討します。

また、限られた人員の中で、必要とされるサービスの量に応じ、効率的に事務を遂行するため、業務の繁閑に合わせた部局内での職員配置の変更や勤務時間の割振りの変更など、弾力的で無駄のない職員配置に努

めるとともに、業務の内容や必要とされる期間により、必要に応じて任期付職員*や短時間勤務職員、嘱託職員または臨時的任用職員の任用により対応します。

※ 任期付職員：専門的な知識経験を有する者について、任期を定めて任用する職員。

基本視点4 ～～より良い成果を追求する行政～～

市民満足度の向上のため、民間企業の経営理念や手法を取り入れ、費用対効果と長期的な展望を重視し、「希望をかなえ、選ばれるまちを目指して」を実現するような改革を推進します。

また、行政評価システムを通して得たP D C Aの考え方により、計画（P l a n）、実施（D o）、検証（C h e c k）、改善（A c t i o n）を常に回していくことにより、不断の改革を図ります。

1 費用対効果と長期的な展望による改革

経営的視点を取り入れた行政経営をさらに研ぎ澄ませるため、民間企業の経営理念や手法の研究に取り組み、行政が自ら抜本的な改革に取り組むとともに、必要に応じて、外部の視点により検証を行うことで、さらに効果的な改革の実現を目指します。

（1）行政評価システムの重点的な活用

行政評価システムは、導入から7年が経過し、平成24年度から導入した外部評価も予定した事業の評価を終え、これまでの検証と今後のあり方を見直す時期となっています。

これまでの評価の検証を進めるとともに、より簡素でわかりやすい評価が可能となるようなシステムの改善と重点的に活用することによる改革の選択と集中を実現し、その効果の向上を図ります。

（2）地方公営企業の経営の健全化と強化

地方公営企業においても、「佐久市公共施設白書」により、今後、施設の更新費用が必要になると見込まれています。そのような状況も踏まえ、公営企業会計の原則である独立採算を維持していくため、経営の健全化を目的に策定した病院改革プランや経営戦略に基づき、財政基盤の強化

などに取り組んでいきます。

2 時代に適した公共サービスの追求

「佐久市公共施設等総合管理計画」が示すとおり、人口減少の進行やそれに伴う財政状況の縮減から、公共施設等の規模やその運営コストに係る「公共施設等の適正化」が必要とされています。長期的な視点により、施設の統廃合なども含むあらゆる改革に取り組むことにより、計画的な施設の更新を実施するとともに、健全財政の実現に努めます。

また、その他の事業についても、公共施設等と同様に、社会経済情勢の変化に対応し、経費削減や事業集約に取り組むとともに、広域的に関係市町村と連携するなどにより、総合的に市民の満足度を向上させることのできるサービスの実現を図ります。

(1) 公共施設等の適正化

人口減少と厳しい財政状況が見込まれる中、現状の施設規模を維持していくことは困難です。公共施設及びインフラ資産のあり方を見直し、統廃合などによる総量の抑制や長寿命化などによる施設の延命を図るとともに、コスト削減のための管理運営方法の見直しに努めます。また、公共施設等を維持していくための財源を確保するため、新たな自主財源の確保をするための取組を検討するとともに、現在の施設使用料などの見直しも図ります。

(2) 窓口サービスの改善と充実

来庁する市民が円滑に申請や相談ができるよう、窓口スペースの環境整備や接遇の向上を図るとともに、ワンストップサービス*の実現など、さらなる市民サービスの向上を目指します。

また、窓口サービスに関係する課によるプロジェクトチームにより、定期的に全国の改善事例などの研究に取り組むなどし、提供サービスの改善を図ります。

※ ワンストップサービス：受付業務の電子化や部署間の連携により、一度の手続き（または、一つの窓口）で、必要とする手続きを全て済ませることができる仕組み。市民の負担を軽減し利便性を向上させるとともに、手続きの効率化によるコストの削減も期待される。

(3) 広域行政の推進

市が単独で行うよりも広域的な実施が、経済的かつ効果的である分野について、「佐久地域定住自立圏共生ビジョン」*に基づき、関係市町村との連携・協力による取り組みを推進し、市民サービスのさらなる展開と地域社会の活力の向上を図ります。

また、多様化する広域的な行政需要に対応できるように、新たな広域的課題についての調査研究に努め、一部事務組合の統廃合や、利用者のエリアが広域である文化施設などの「広域対応施設」の複数市町村による共有化なども検討します。

※ **佐久地域定住自立圏共生ビジョン**：地方圏の拠点都市が中心となって周辺市町村との協定に基づき役割分担・連携し、必要な生活機能の確保などに取り組み、圏域全体の活性化を目指すために総務省が定めた、定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏を形成する中心市として策定する、定住自立圏の将来像や具体的取り組みを示したビジョン。

3 自治体のIT化・業務改革の推進

市民一人ひとりにとって、インターネットを活用したコミュニケーションが身近なものとなり、行政の情報発信手段としてもSNS*などの利用が図られています。日進月歩のこの分野においては、より有効な発信手段を常に検証し、インターネットを悪用した不正アクセスなどによる個人情報の流出を防止するなどに留意した上、市民が必要なとき、必要なことを知ることができる環境の整備に努めます。

また、マイナンバーの導入により、自治体のIT化・業務改革が著しく進展することが見込まれることから、制度の正しい理解を図るとともに、各種手続きにおいても、個人情報の保護など、情報セキュリティポリシーに基づく取り扱いを職員に徹底します。

(1) 情報通信技術の有効活用

事務の効率化及び市民サービスの向上を目指し、より低コストで効率的な業務システムとして、自治体クラウド*導入やシステムの共同調達などについて、国県や他自治体の動向を注視しつつ、検討します。

また、市民の利便性を向上させるインターネットによる各種申請や届出、電子申請システムの活用の推進、公共施設や各種講座などの予約システムの導入を検討します。

さらに、次々と生まれ続ける新しい情報ネットワークの活用を常に検証し、市民がいつでもどこでも行政情報を取得できるような方法を模索していきます。

※ **自治体クラウド**：インターネットなどを通じて、電子データを管理運用するための「クラウドコンピューティング技術」を活用し、地方自治体の情報システムの集約と共同利用を進め、経費削減とサービスの向上などを図る仕組み。堅牢なデータセンターを活用することで、災害などの緊急時においても、行政情報の保全と業務の継続が可能となることから、国はその導入を推進している。

(2) 情報のセキュリティ管理の徹底

インターネットを活用した行政と市民との双方向のコミュニケーションが活発化する中、マイナンバー制度も導入され、市民の個人情報を始め、市の運営に必要な情報の管理徹底が必要不可欠となっています。このため、情報セキュリティポリシー*を時代に合わせて、常に見直すとともに、確実な運用を推進するほか、外部からの不正アクセスに対応した情報システムを堅持するよう、定期的に見直しを図ります。

※ **情報セキュリティポリシー**：組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

VII 第三次佐久市行政改革大綱の取組期間

この『第三次佐久市行政改革大綱』の取組期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、この期間中の社会経済情勢の変化に応じ、必要が生じた場合は、随時見直しを行うものとします。

VIII 行政改革の推進体制の整備

1 推進体制

「10万人の願いをかなえるために」という目標の実現に向けて、行政改革を推進するため、『第三次佐久市行政改革大綱』に基づき、具体的な実施項目を設定した『佐久市行政改革行動計画』を、庁内の推進組織である佐久市行政改革推進本部を中心に策定し、それに沿って取り組むことにより、改革を図ります。特に、全庁的な改革や複数の所属に関係する課題については、庁内にプロジェクトチームを設置して改革を推進します。

『佐久市行政改革行動計画』の実施に当たっては、民間の有識者などで組織される佐久市行政改革推進委員会において進捗状況をチェックし、市民に公表するとともに、ご意見やご提案を行政改革に反映しながら、現状と課題の的確な把握のもと、効果的に見直し・改善を継続することにより、着実に行政改革を進めます。

2 職員の基本姿勢

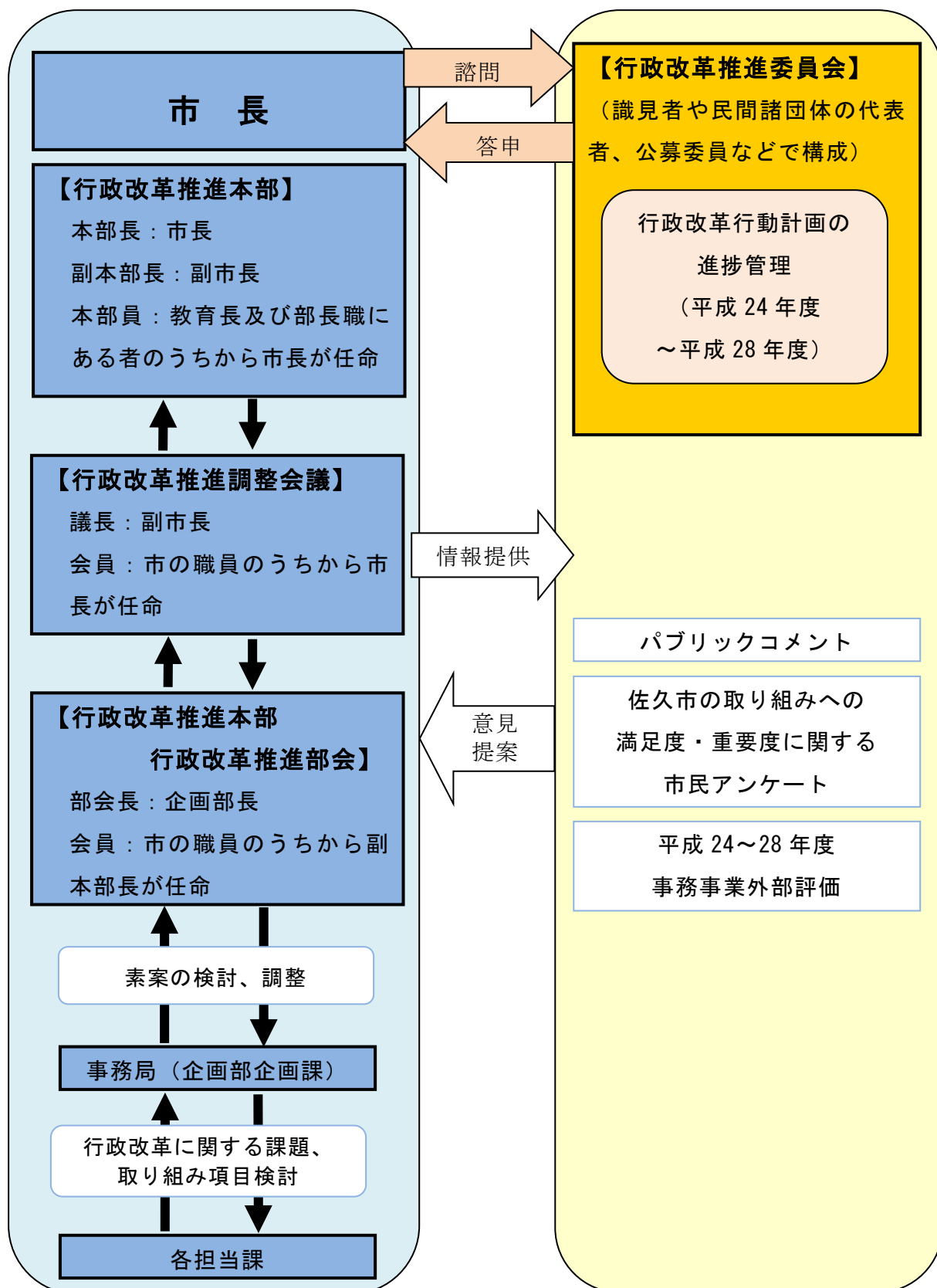
職員は、「10万人の願いをかなえるために」という目標の実現に向け、行政改革の基本姿勢を堅持し、行政改革の理念による行政改革を推進しなければなりません。

そのため、佐久市の目指す方向を正しく共有し、広く行政全体を見渡す視野と経営的な判断力を備え、市民満足の向上を追求するために創意工夫が可能な職員を育成するとともに、その人材を活躍させることができるよう、見守り、支えることができる姿勢も必要となります。

資料

I 改訂の体制

1 改訂体制図



2 行政改革推進委員会委員名簿

| 委員会役職 選出区分 | 氏名 | 所 属 | 備考 |
|---------------|--------|---------------|------|
| 会長 第1号委員 | 依田 健一 | 行政機関経験者 | |
| 副会長 第2号委員 | 武者 建一郎 | 佐久市区長会 | |
| 第1号委員 | 上野 雄司 | 行政機関経験者 | |
| 第1号委員 | 春日 よし子 | うすだ美図 | |
| 第1号委員 | 武者 忠彦 | 信州大学 | |
| 第2号委員 | 阿部 眞一 | 佐久商工会議所 | |
| 第2号委員 | 伊坂 淳一 | 佐久青年会議所 | |
| 第2号委員 | 小平 洋 | 佐久市PTA連合会 | |
| 第2号委員 | 田嶋 亜弥 | 長野県行政書士会佐久支部 | |
| 第2号委員 | 田島 弘 | 佐久市民生児童委員協議会 | |
| 第2号委員 | 元吉 純子 | 佐久市男女共生ネットワーク | |
| 第2号委員 | 柳沢 一明 | 佐久市金融団 | |
| 第3号委員 | 秋山 元治 | | 公募委員 |
| 第3号委員 | 井出 正好 | | 公募委員 |
| 第3号委員 | 平井 美矢子 | | 公募委員 |

第1号委員：識見を有する者

第2号委員：民間諸団体の代表者

第3号委員：市長が必要と認める者

Ⅱ 改訂の経過

1 審議会

- (1) 平成28年11月30日 【諮問・審議（第2回委員会）】
- (2) 平成29年12月21日 【審議（第3回委員会）】
- (3) 平成29年 1月26日 【審議（第4回委員会）】
- (4) 平成29年 2月 6日 【審議（第5回委員会）】
- (5) 平成29年 3月 9日 【審議・答申（第6回委員会）】

2 市民からの意見募集

(1) パブリックコメント

- ①日程：平成29年2月14日～平成29年2月28日
- ②提出された意見数： 0件（0人）

3 庁内会議

- (1) 平成28年10月～平成29年3月 行政改革推進本部会議

Ⅲ 諮問

28佐企第102号
平成28年11月30日

佐久市行政改革推進委員会
会長 依田 健一 様

佐久市長 柳田 清二

佐久市行政改革大綱の改訂について（諮問）

本市は、平成18年度から平成23年度を第一次の取組期間として、また、平成24年度から平成28年度までを第二次の取組期間として、様々な行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、佐久市行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできました。

第二次佐久市行政改革大綱の取組期間においても、社会経済情勢は絶えず変化しており、これらに対応するため、新たな取組が必要となっています。

このことから、今後も、行政改革分野でも「選択と集中」による効率的で、効果的な改革を図るとともに、計画的で効率的な行財政経営への転換を実現するため、佐久市行政改革大綱の改訂を行いたいので、佐久市行政改革推進委員会条例第2条の規定により貴委員会の意見を求めます。

IV 答申

28佐行第2号
平成29年3月9日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市行政改革推進委員会
会長 依田 健一

佐久市行政改革大綱の改訂について（答申）

平成28年11月30日付け28佐企第102号で諮問のありました佐久市行政改革大綱の改訂について、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、次のとおりまとめましたので答申します。

記

本委員会は、昨年11月に貴職から諮問を受けて以来、3名の市民公募委員を含め、各種団体の代表者など総勢15名の委員で、審議を重ね、市民としての目線、あるいは専門的な見地から、真摯かつ熱心に議論を重ねてきました。

また、市民説明会などの意見も参考に、今後5年間に佐久市が取り組む行政改革の基本的方針を、別添の「第三次佐久市行政改革大綱（案）」のとおりまとめました。

大綱の目標である「10万人の願いをかなえるために」の実現に向け、今後も不断の取り組みとして、行政改革に自主的、恒常的に取り組み、行政運営から行政経営への転換を図っていくことを強く望みます。

なお、詳細については、市当局において検討のうえ大綱を改訂してください。

- 1 第三次佐久市行政改革大綱の審議会案について
別添「第三次佐久市行政改革大綱（案）」のとおり
- 2 大綱の改訂及び行政改革の取り組みに当たって留意いただきたい事項
大綱の改訂、行政改革の取り組みに当たっては、次の点に留意するよう要望します。
 - (1) 本大綱に基づく改革を着実に進めるため、進捗状況を本委員会に報告するとともに、市民に公表し、効果的な見直しや改善を継続されたい。
 - (2) 本委員会での審議や市民からの様々な意見に留意し、改革に取り組む際に十分配慮されたい。